

地域の「見守り」・「声掛け」・「気づき」・「つなぐ」で早期発見・早期対応！

防ごう！ 高齢者虐待

～住み慣れた地域で、尊厳を保ち、安心・安全に生活できるように～



◆平成18年に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、「高齢者虐待防止法」という）」が施行されました。高齢者の権利が保たれ、住み慣れた地域で、安心・安全に生活していくことができるように、高齢者虐待の早期発見、早期解消、深刻化の防止に取り組みましょう。

◆高齢者虐待は、特別な人・家庭のみで起こるのではなく、介護負担が重かったり、介護や病気に関する知識がないためにうまく介護ができなかったりと、誰にでも起こりうる、身近な問題です。

◆その一方で、高齢者に認知症があって助けを求めることが困難であったり、介護者が無自覚であったりと、高齢者や介護者自身が、相談することができない場合も多くみられます。

◆高齢者虐待の早期発見のためには、地域の方など第三者の力が必要です。普段からの地域の温かい「見守り」や「声掛け」が高齢者や介護者の孤立を防ぎ、また高齢者やその介護者に何かがあった時にはその変化への「気づき」から、本人たちに代わって高齢者虐待相談窓口にご相談する（「つなぐ」）ことで、支援につなげることができると考えられます。

高齢者虐待とは？

「高齢者虐待防止法」では、養護者（現に介護や世話をする家族など）から、65歳以上の高齢者に対する次のような行為を、高齢者虐待と定めています。



1. 身体的虐待

- たたく、つねる、殴る、蹴る。
- 医学的判断に基づかないリハビリの強要。
- 無理やり食事を口に入れる。
- ベッドなどに縛り付ける。
- 家や室内に閉じ込める。 など

2. 心理的虐待

- 怒鳴る、ののしる、悪口を言う。
- 嘲笑したり、わざと人前で恥をかかせる。
- 威圧的な態度や無視。
- 生活に必要な道具の使用を制限する。
- 家族の団らんから排除する。 など

3. 介護放棄

- 食事やおむつ交換など、必要な世話をしない。
- 適切な医療や介護サービスを受けさせない。
- 劣悪な住環境で生活させる。
- 水分や食事を十分に与えず、脱水、栄養失調状態にする。 など

4. 性的虐待

- 裸や下着のまま放置する。
- 人前でおむつ交換をする。
- キスや性器への接触、性的行為を強要する。
- その他、わいせつな行為をしたり、させたりすること。 など

5. 経済的虐待

- 年金や預貯金、資産を無断で使ったり、処分したりする。
- 日常生活に必要なお金を渡さない。
- 医療費や介護サービス費など必要な費用を支払わない。 など

この5つに該当しない場合でも、高齢者が他者から権利を侵害され、安心・安全に生活できない状況の場合は、高齢者の権利を守るための対応が必要です。

高齢者虐待が起こる原因は？

高齢者の心身状態、介護者の状態も一人一人異なりますので、高齢者虐待が起こる原因はさまざまです。また、複数の原因が重なっている場合もあります。

高齢者側の原因



- ・ 身体機能の低下、病気の悪化
- ・ 認知症状の悪化
- ・ 必要な医療・介護サービスを拒否する

介護者側の原因



- ・ 介護負担やストレスの増加
- ・ 介護の仕方が分からない
- ・ 認知症への対応が大変
- ・ 自分自身も病気や障害がある

関係性や環境の原因

- ・ 両者が昔から折り合いが悪い
- ・ 家族や親族からの支援がない(単独での介護)
- ・ 経済的に困っている
- ・ 相談できる人がいない(他親族、近隣との希薄な関係)

高齢者虐待への対応は？

「高齢者虐待」は単純に虐待を行っている養護者が悪いわけではありません。高齢者にも介護をしている養護者にも何らかの支援が必要な状態と考えられます。

市高齢者介護課と地域包括支援センターが中心になり、家族や近隣住民、介護サービス事業者や医療機関、福祉・保健行政機関等と連携して対応します。

例えば…

- 介護・福祉サービスの利用による介護負担の軽減
- 介護の仕方や対応の仕方の助言
- 家族や近隣住民の支援の調整
- 生活保護制度による経済的困窮への支援

など



高齢者虐待の早期発見・深刻化の防止のためには？

高齢者虐待は、虐待を受けている高齢者自身に認知症があり助けを求めることが困難であったり、介護者自身も虐待をしていることに気付いていなかったりします。そのような時に助けになるのは、周囲の人の「見守り」と「気づき」です。

周囲の方が相談窓口(裏面参照)へ相談いただくことで、介護や福祉サービスに繋がったり、直接高齢者や介護者に声をかけていただくことで高齢者や介護者の孤独感を軽減したりすることが期待できます。

また、常日頃から高齢者や介護者に声をかけたり、様子を見守っていただくことで、高齢者や介護者の変化にも気づきやすく、虐待の早期発見や深刻化の防止につながります。



こんな様子はありませんか？

《高齢者の様子》

- 不自然なアザ、ケガがある
- おびえたり、怖がったりする
- 「家にいたくない、帰りたいくない」という
- 汚れた服のままている
- 極端に痩せてきた
- 食事を十分に食べていない様子がある
- 強い無力感やあきらめ、投げやりな様子がある
- 「お金を自由に使えない」と訴える

《介護者の様子》

- 介護疲れがみられる
- 高齢者を怒鳴る声、物を投げる音が聞こえる
- 高齢者に対して乱暴な言葉使いをする
- 高齢者に対して冷淡な態度や、支配的な言動がある。
- 他者を高齢者に会わせない
- 支援を拒否する

通 報 の 義 務



高齢者虐待を発見した人は、通報・相談をしてください。また、虐待により、高齢者の生命に危険がある場合は、通報・相談は義務とされています。

また、通報・相談は、虐待であるという確信がなくても行うことができます(虐待かどうかは市や地域包括支援センターが調査、判断します)。

なお、通報・相談者が誰であるかの情報は、相手方に伝えることはありません。

こんな時は、下記までご相談ください

- ◆虐待を受けている
- ◆虐待してしまっている
- ◆ちょっと様子を見てもらいたい
- ◆このままでは虐待をしてしまいそうだ
- ◆虐待されているのではないかと心配

明らかに虐待かどうか分からなくても、気になることや心配なことがある場合は下記の相談窓口にご相談ください。高齢者虐待の早期発見・早期解消、深刻化の防止のため、お気づきのことがありましたらご一報ください。



高齢者虐待の相談先（相談窓口）

	名称	住所	電話 (休日・夜間)	担当地区
市	上田市高齢者介護課	大手1-11-16	23-5140 (22-4100)	上田地域
	丸子地域自治センター 高齢者支援担当	上丸子1612	42-0092 (42-3100)	丸子地域
	真田地域自治センター 高齢者支援担当	真田町長7178-1	72-4700 (72-2200)	真田地域
	武石地域総合センター 高齢者支援担当	下武石742	85-2119 (85-2311)	武石地域
地域包括支援センター	神川地域包括支援センター	国分533-20	29-2266	東部・神川地区
	中央地域包括支援センター	中央1-3-3	26-7788	中央・北部・南部地区
	西部地域包括支援センター	常磐城2256-1	71-5712	西部・塩尻地区
	城下地域包括支援センター	御所番外53-122	22-2360	城下地区、 川辺町・下之条・半過自治会
	神科地域包括支援センター	住吉322	27-2881	神科・豊殿地区
	塩田地域包括支援センター	中野29-2	37-1537	塩田地区
	川西地域包括支援センター	小泉769-3	26-1172	川西・川辺泉田地区 (川辺町・下之条・半過自治会除く)
	丸子地域包括支援センター	上丸子1600-1	42-0015	丸子地域 (東内・腰越・西内・鹿教湯自治会除く)
	真田地域包括支援センター	真田町長7190	72-8055	真田地域
	武石地域包括支援センター	下武石742	41-4055	武石地域、 東内・腰越・西内・鹿教湯自治会

※現に暴力を受けているなど、緊急の保護が必要な場合は、上田警察署生活安全課(電話 22-0110)にお電話ください。